

兵高教組

週刊査定情報

2015年2月4日 33号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

旅費交渉で前進的回答を引き出す!! 宿泊費は定額支給(食費込み)、旅行諸費は現行どおり やむを得ず定額を超えた場合は「調整する」

2月3日、第3回目の旅費交渉が行われ、県教委からの最終回答が示されました。これまでの交渉団の主張を受け止め、「宿泊費は地域区分によって定額を支給するが、やむを得ず定額を超える場合については生徒引率を伴う場合に限り調整する」というものです。高教組としては、これまでに出された現場の声が、ある程度は反映されたものとして妥結し、残された課題については、さらなる改善に向けて今後も確定闘争の中で交渉を積み重ねていきます。

	現 行	一次提案	最 終 回 答
宿泊料	定額 甲地 11,800円 乙地 10,900円 食費を含む	10,000円を上限として 実費支給 食費は除く	定額 A地域 11,800円 B地域 10,900円 C地域 9,800円 D地域 8,700円 食費を含む ただし、B～D地域については、やむを得ず 定額を超える場合(生徒引率を伴う場合に限り) 11,800円を上限として調整する
旅行諸費	一律定額で 300円	廃止	当面は一律定額で 300円 を支給

最終回答の中身

宿泊料については定額で支給するが、これまで甲地と乙地の2つだった地域区分を、国の地域手当支給区分に合わせて、A～Dの4つに細分化する事によって「きめ細かな対応」をしたいというものです。具体的にこの区分を修学旅行でよく行く旅行先に当てはめると次のようにになります。

- A地域 : 東京・京都・広島
- B地域 : 浦安・奈良
- C地域 : 札幌・長崎
- D地域 : 北海道(札幌以外)・沖縄



そして、基本的には定額内でおさまる施設を選んで欲しいが、修学旅行などの生徒引率を伴う場合は様々な条件によって制限されることもあり、やむを得ず定額を超ってしまう場合については自己負担が生じないように調整する、としています。

また、前回の提案で「宿泊料から食事分を除く」としていた問題については、交渉団からの「一般の出張とは違い生徒と同じ食事をとらざるを得ない」という主張を受け入れられ、「宿泊料から食費は除かない」とされました。

「旅行諸費」については、他府県を調査したところ、廃止している団体が増えているが、その代わりに通信費等を別途措置しているところもあり、検討の結果、本県では当面これまで通り定額300円を支給する、としました。

交渉団からは「現場に『定額内におさめなければ…』という自主規制をかけさせることにはならないか」という心配が出されました。世良田教職員課長は「教育活動の縮小につながることにならないよう配慮する」と答えました。また、来年度の既に見積もりが済んでいる旅行計画については、今から見直す必要はないとの回答を得ています。また、施設見学料等が「使用料」として旅費とは別に支給されることも改めて確認しています。

残された課題

しかし、現在でも既に自己負担が発生している問題については、「今回そこまで踏み込むことは出来ない」としており、「使用料」と同様に、旅行の行程で仕事上発生する全ての料金を支給させるよう、これからも引き続き交渉を続けていきます。